

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年12月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ
名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	8箇所	変更なし
出口	9箇所	変更なし
出入口	1箇所	変更なし
計	18箇所	変更なし

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 7年 2月10日

4 変更しようとする理由

県道名古屋外環状線へ接続する通路については、クランクで見通しの悪い出庫動線であるため、動線を直線状に変更するとともに、市道上小田井第63号線との接続部分の出口と入口を変更することで、出庫動線を増設し、北側

及び西側に集中している出庫車列を東側に分散することで周辺交通の円滑化を図るため。

5 届出の日

令和 6年12月10日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年12月20日から令和 7年 4月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 4月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課